

3.特定給食施設(集団給食施設)に当てはまらない給食施設の栄養管理について

2)条例、規則、細則などの制定について、栄養改善法と変更がある場合

特定給食施設以外の給食施設の栄養管理に関する条例・規則・細則などについて、栄養改善法時から変更した理由(複数回答)

ID	
1204	健康増進法が施行され、特定給食施設に開始届等の提出を義務づけるようになったため。
5100	法令に定めがない施設に対して、特定給食施設と同様の義務を課すことは、困難であること。 健康増進法第18条第1項第2号により、ある程度の指導ができるという判断から、細則は設けないこととした。
9201	栄養改善法の時は、細則で特定給食以外の部分も定めていたが、健康増進法となってからは、法で特定給食施設の部分が位置づけられているため、細則では特定給食施設の部分しか定められていなかった。 特定給食施設以外の施設については実施要領で定めた。
11201	特定給食施設以外の保育所や福祉施設等は、多くの場合定員が100人未満の施設であり、乳幼児や高齢者、障害者等の弱者を対象としていて、特別な栄養管理が必要とされているため。 厚生労働省の衛生行政報告において、管内集団給食施設以外の1回100食以下の給食施設の種類別施設数及び管理栄養士・栄養士配置状況の報告が求められていることから、主として把握する必要があるため。
14202	名称を「栄養改善」から「栄養管理」とし、内容に変更はない
14204	施設外から提供を受けた食事を供給する給食施設に対して、必要に応じて報告を求め、指導・助言を行うことができるとした。
15201	健康増進法の制定による変更 1名称 2趣旨 3届出
26201	特定給食施設における栄養管理指導内容と整合性を図った。
28204	旧法では衛生課と情報を共有化し、食品衛生法での届出栄養管理状況報告書により、施設の状況把握をしていたが、新法施行により、新たな届出が必要であるため。
34201	特定給食施設以外の給食施設の対象規模を国の目安にあわせた。 (1回30食以上100食未満1日100食以上250食未満を1回50食以上100食未満1日100食以上250食未満とする)
38201	その他の給食施設(1回50食以上または100食以上)と小規模給食施設の分類を設け、「給食施設設置等届出書」を提出する施設は要領に載せているが、栄養関係報告書については、施設種類ごとに対象規模も異なってくるので、今後、通知文により提出依頼をする予定。
39201	病院以外の施設に対しても、栄養状況報告書の提出を義務づけた。 (1日3食とも施設で食事の提供がある場合、栄養管理が適正であることが必要であるため。)
40202	栄養改善法施行細則では定めていなかったが、喫食者の健康増進のための根拠がなかったため、健康増進法施行細則に定めたもの。
42202	健康増進法施行前:「栄養改善法施行細則」* 集団もその他も一本化していく。 施行後:「健康増進法施行細則」「特定給食施設指導実施要綱」
43201	細則は以前から、特定給食施設のみを対象としているが、実際にはそれ以下の施設の方に問題がある場合が多く、立入検査や研修会を通じて指導を行っている。 栄養改善法では局長通知によって特定多数人の定義(1回50食以上または1日100食以上)があり、巡回指導や集団指導を行うこととなっており、特定給食施設に準じた指導を行ってきた。 健康増進法では、その定義が具体的に示されていないことから、細則に含めることはできなかつたが、今後自治体独自のマニュアルを作成したいと考えている。
4100	指導・助言を行うために給食施設の設置・変更・休止・廃止届の義務は課しているが、立入検査の権限はないので、給食施設の栄養管理等の実施状況に関する事前提出調査表の提出は、施設の協力により求めることとしている。
14100	対象施設の規定を規則に委任した。
20100	準特定給食施設における変更届出書に関する規定(設置及び廃止届出書については栄養改善法の時と変更なし) 理由:特定給食施設に準用
21100	栄養改善法に基づく「要領」から、健康増進法に基づく「細則」を作る際、特定給食施設以外については指導要綱で規定。 今回要綱を定める際、指定対象施設を見直して定めることとしたため、変更がある。
22100	届出について、義務化はできないが、要綱で定めた (条例がないので、規則・細則が制定できない)
37100	法で特定給食施設と定めているため
39100	栄養改善法の施行時は、栄養管理状況報告書を条例により規定 健康増進法施行後は、細則・通知で報告を依頼する形にした。(義務付けをはずした)
45100	健康増進法に合わせて、改正を行った。

### 3.特定給食施設(集団給食施設)に当たはまらない給食施設の栄養管理について

3)条例、規則、細則などを定めている、または定める予定の場合

①特定給食施設以外の給食施設に関しての条例等について、対象となる施設(その1)

ID	
1201	1回50食、1日100食以上の食事を提供している施設
1203	1回50食以上1日100食以上を「その他の給食施設」として対象とする。
4201	1回50食以上1日100食以上の施設。 種別は特定給食施設と同じ
7201	1回20食以上又は1日50食以上の食事を提供する施設。 ①病院②老人保健施設③社会福祉施設④矯正施設⑤保育所⑥寄宿舎⑦事業所⑧医院 1回50食以上または1日100食以上
11201	特定多数人に対して、通例として継続的に1回50食以上又は1日100食以上の食事を供給する施設。
12202	特定かつ多数のものに対して、継続的に1回50食以上100食未満又は1日100食以上250食未満の食事を供給する施設。
13213	1回50食以上1日250食以上 上記以下であっても、栄養管理上、指導の必要性が高い給食施設である高齢者施設、障害者施設、保育園等は対象とする。
13216	特定多数の人を対象とした給食施設。 食数は少なくとも、実施していれば把握するように努めている。
14202	1回50食以上、1日100食以上
14203	1回50食以上100食未満
14204	1回50食以上、又は1日100食以上の食事を供給する施設(小規模特定給食施設) 特定かつ多数のものに対して継続的に食事を供給する施設及び特定かつ多数の者に対して施設外から提供を受けた食事を提供する施設(病院、児童福祉施設等)
15201	継続的に1回20食以上、又は1日50食以上の食事を供給する施設
20201	1回50食以上100食未満又は、1日100食以上250食未満
23201	基本は特定給食施設と同じ 食数は10食以上(食品衛生法施行細則に定める届出により把握する)
26201	特定かつ多数の者に対して継続的に1回30食以上又は1日60食以上の食事を供給する施設のうち、適切な栄養管理が必要と認める施設。
28201	1回50食以上または1日100食以上
28202	継続的に1回20食以上の食事を提供する施設。
30201	1回100食以上、1日250食以上の施設
33202	栄養改善法により、規定の食数以下でも開始届を受理していた施設 (当自治体は、平成X年～業務を開始。施設のほとんどは都道府県から受け継いだもの)
34201	1回50食以上、100食未満、1日100食以上250食未満
34202	1回50食1日100食以上
38201	現在は病院と透析診療所に提出の通知文を出している (他は未定だが、来年度には対象とした施設へ通知したい)
39201	1回50食以上又は1日100食以上を提供する施設でかつ以下の施設 ①食事療養(I) ②介護老人保健施設 ③老人福祉施設 ④社会福祉施設 ⑤寄宿舎 ⑥その他の施設
40202	1回50食以上又は1日100食以上
42202	1日20食以上または1日50食以上の施設 病院、診療所、老人保健施設、老人福祉施設、社会福祉施設、児童福祉施設、認可外保育施設、事業所、寄宿舎、矯正施設
43201	1回20食1日50食以上の施設(予定)
1100	1回50食以上1日100食以上(予定)
4100	1回50食以上100食未満、1日100食以上250食未満
7100	1回20食以上又は1日50食以上の食事を提供する施設。 給食数以外は特定給食施設の条件を満たす場合。
8100	1回50食以上 施設の種類の区分はしないで、一律とする
10100	特定かつ多数の者に対し、通例として継続的に1回50食以上又は1日100食以上の食事を供給する施設。
13100	特定給食施設にあてはまらない食数(他の施設としている)
14100	1回50食以上100食未満又は1日100食以上250食未満
17100	1日1回10食以上 ただし事業所を除く福祉施設や医療機関を対象施設にすることを検討中

①特定給食施設以外の給食施設について、対象となる施設(その2)

ID	
18100	1回20食以上または1日50食以上継続して食事を提供する施設(予定)
20100	1回50食以上100食未満又は1日100食以上250食未満
21100	予定としては、「特定給食施設等指導実施要綱(案)」に規定  対象施設：法第20条第1項に規定する施設(特定給食施設)かつ、多数の者に対して継続的に1回20食以上1日100食未満又は1回50食以上1日250食未満の食事を供給する施設(その他の給食施設)
22100	特定給食施設の食数以外の用件を満たし、1回50食以上又は1日100食以上の食事を供給する施設。  ただし、病院・介護老人保健施設・老人保健施設・児童福祉施設・社会福祉施設については、1回20食以上または1日50食以上の食事を供給する施設を対象とする。
25100	1回20食以上または1日50食以上
28100	1回20食以上の給食施設全て
29100	「保育所長が必要と認めた施設」と表記しており、事業所等以外は全把握
33100	1回100食又は1日250食に満たない給食施設 (すべての施設をフォローしている訳ではありません)
36100	1回50食以上100食未満、又は1日100食以上250食未満
37100	1回20食以上100食未満または1日50食以上250食未満
39100	特定かつ多数の者に対し、継続的に1回50食以上又は1日100食以上の食事を供給する施設で、1日3食を供給する施設すべて。
40100	継続的に1回50食以上または1日100食以上程度。 (上記未満であっても、栄養管理の必要性が認められる施設は指導対象となる。)
45100	1回20食以上又は1日50食以上の食事を供給する施設。

3.特定給食施設(集団給食施設)に当てはまらない給食施設の栄養管理について

3)条例、規則、細則などを定めている、または定める予定の場合

③-1特定給食施設以外の給食施設の栄養管理に関する報告書の提出について、栄養改善法時から変更した理由(複数回答)

ID	
9201	病床数、入所定員の欄 喫食者への栄養情報の提供、喫食者の状態の把握方法などが栄養量以外の栄養管理状況についての項目を設けた。
11201	特定多数人に対して、通例として継続的に1回50食以上又は1日100食以上の食事を供給する施設。
14204	健康増進法第18条第1項の2の規定に応じた。
15201	旧: 管理者から必要な報告を求めることができる 新: 設置者又は管理者に対し、その業務に関し報告をさせることができる。 法が変わることにより、罰則規定は設けないが、義務付けを行った。
26201	報告内容に特定給食施設との整合性を図った。
38201	病院給食の報告だけだったが、すべての施設種類を対象とする予定。
4100	3. 2) 1)に解答した通りです。
7100	栄養改善法では、細則の中に提出の義務を課していたが、健康増進法では、手引書のみに位置づけているため、提出を求める根拠となる部分が弱くなっている。 新法での罰則規定が設けられているため、報告書の提出は特定給食施設のみとしました。
17100	栄養改善法では求めていない。
21100	健康増進法第21条の3の規定により、特定給食施設の設置者が厚生労働省令に定める基準に従って、適切な栄養管理を行わなければならない規定と共に、特定給食施設を指導する立場として、施設が適切な栄養管理を行っているか、又報告書を提出することで、各施設が栄養管理について自覚していただけよう、報告書の内容を変更した。
39100	対象を病院以外にも拡げた( 3)(1)参照)
45100	健康増進法に合わせて、改正を行った。

③-2特定給食施設以外の給食施設について、報告書提出以外の栄養管理に関する規定

ID	
4201	帳簿等の整備
28201	年1度の給食施設基礎調査票の提出を求めている。
33202	巡回指導の実施
10100	給食施設の届出 書類の整備 栄養指導員による指導
39100	献立表その他給食に関する帳簿の整備と3年間の保存の義務付け(条例)

5.栄養改善法と比較して解釈上の変更があったと判断される部分(その1)

ID	
1201	特定給食施設への指導・助言は、栄養改善法では、栄養指導員が行うことになっていたが、健康増進法では都道府県知事が指導・助言することができるようになったこと。
7201	これまで努力規定、これからは義務規定。 栄養管理について新たに規定された。 設置者の遵守義務が規定された。 栄養改善法は提供する食事そのもの「もの」に焦点をあてた考え方で、健康増進法では食事サービスをする対象者「人」に焦点をあてた考え方へシフトしている。
9201	栄養士の設置がない施設に対する栄養指導員の指導に関する条文がないため、小規模施設に対する指導の根拠がうすれたように感じる。 大規模施設は明確になってよいと思う。
13201	適正な栄養管理基準の遵守義務の明確化
13202	実態として変わらないと思う。
13206	(特定給食施設における栄養管理)第21条
13207	指導対象が会社側(受託している会社ではない)であることがはつきりした。 (会社側は依然として、受託会社まかせですが)
13211	特定給食施設の届出が義務付けられた。 栄養管理の基準がここで位置付けられた。 管理栄養士の配置義務に違反した場合、罰金が課せられることとなった。
14203	栄養管理が具体的になった。
15201	給食の実施については、栄養管理基準の厳守が義務付けられ、特定給食施設の役割が明確となった点。 栄養管理を適正に遂行されるためには、傷病者の栄養状態を改善するためには、全対象者の栄養スクリーニング、栄養アセスメント等効果的なマネジメントが法的に要求されている点。
17201	自治体によって状況が異なるため、細部についての問題がある。
20201	管理栄養士の配置義務及び栄養管理基準に違反した場合は、勧告、措置、罰金が設けられた。
22201	栄養改善法では1回50食、1日100食以上の区切りで「その他の給食施設」の区分けがあったが、健康増進法では一律1回100食未満でその他の特定給食施設とされたこと。
22202	特定給食施設が位置付けられ、栄養管理基準が設けられた。 勧告・命令の権限を有する。
23201	特定給食施設の設置者の届出が義務づけられたことにより、都道府県が給食施設を把握して、適切な栄養管理のための指導助言を行うことができる。
26201	栄養改善法と比較しての変更ではないが、昭和63年、管理栄養士必置指定が定められた際の取り扱いに対する解釈の相違が今回の量刑処置でさらに問題となっている。 ①必置指定該当施設として、大学や高校は対象施設とし、事業所に含める。 ②喫食者の8割以上が、当該事業所に勤務または居住している者であること。 ③特定多数人の他に不特定多数人が利用している場合、食数の8割以上が特定であれば集団給食施設。
27201	行政として主体的に指導を行えるようになった。 施設における栄養管理について法的に位置付けた。
27202	管理栄養士必置施設について、栄養改善法では食数を中心に判断していたが、今回は多少となる施設が例としてあげられているので(H15. 4. 30健習発043001第3の1項の(2))今後給食センター等、除外になる施設があると考えています。
27203	義務規定(献立表の掲示や熱量等主要な栄養成分の表示や、健康情報の提供)が明記されたこと。 具体的に栄養管理基準が示され、施設側が管理運営がしやすくなつたと考える。
28201	特定給食施設の開始廃止届の義務付け(把握の徹底) 管理栄養士配置指定における、罰則の設置 栄養管理基準の明確化
28202	100食未満の福祉施設や保育所等、弱者が対象となる施設の栄養管理の重要性が希薄になった感がある。
28203	管理栄養士の配置義務や栄養管理基準が法的に位置づけられ、設置者の義務、罰則等が明確になった。
29201	施設における給食の提供は、入所者に喜ばれる安全な食事を出すということから、食する人の状況に応じた健康管理を重視し、また評価をしていくという点が変更であると思われる。
34201	集団給食の栄養管理・給食の衛生管理のみでなく、個人の栄養状態の把握。 栄養情報の提供についても評価の対象とする。
39201	特定給食施設に対し、各届出の義務付けと指導権限が規定された。
40202	栄養アセスメントの実施 栄養量表示 情報提供

5.栄養改善法と比較して解釈上の変更があったと判断される部分(その2)

ID	
44201	適切な栄養管理の基準が明確になった。 勧告か命令などの項目が加わり、指導により大きな責任がでてきた。 栄養指導員の立入検査に法的根拠ができた。
4100	前述してきたとおり、給食施設状況報告書については、定例報告から立入検査時の事前提出表となりました。 健康増進法と施行規則及び施行通知が整合性がとれていないため、解釈にとまどうものがありました。自治体の特定給食施設等に係る事務取扱い等について同封しますので御参考下さい。
7100	特に衛生管理の部分は、食品衛生法、大量調理衛生管理のマニュアルに基づくことから、従来よりも評価項目が増えている。 食品衛生法を所管するグループからは、健康増進法に基づく施設指導について、栄養指導員の立場でこれらの評価基準による指導は、ゆきすぎではないかとの意見も出ているところである。
8100	特定給食施設の指導票が都道府県知事(本自治体は保健所長)名となり、従来の栄養指導員が単独で指導案の交付も出来なくなったり。 (処分にからんでくるので、個人では難しいとのこと) 簡易な内容を書面記入できなくなった。
10100	施設設置者の届出が義務づけられた。 施設設置者の栄養管理基準・遵守が義務づけられた。
11100	特定給食施設における栄養管理の重要性と設置者の義務
13100	給食施設指導の中でも、特に栄養管理について指導強化 管理栄養士必置施設に対して指導強化
14100	調理設備の有無にかかわらず、栄養管理の実施主体となるべき施設を給食施設としてとらえることとした。
17100	24条に基づき報告の提出を求ることとした。
19100	特定給食施設については、厳しくなったが、その他の給食施設については以前ほど求めていないと思われる。
20100	給食利用者の食数に関すること 例:職員は栄養管理の対象とならないため食数に含めないことなど
21100	特定給食施設の届出義務(第20条) 特定給食施設設置者の栄養管理義務(第21条の3) 勧告及び命令(第23条)
22100	届出・勧告及び命令、立入検査、罰則
28100	特定給食施設の栄養管理の責務が明らかになった 喫食者に対する栄養指導が行政の役割から給食施設の役割とされた
30100	栄養改善法になり、栄養管理を行うことの重要さが改めて明確になった。
32100	栄養管理基準が定められるとともに、都道府県による指導として第18条に栄養管理の実施について指導及び助言を行なうこととされたことから、食品の調理方法の改善等を定めていた栄養改善法と比較し、より質の高い給食を施設へもとめるようになると考える。
33100	現在、見直し中
35100	提供する食事そのものに焦点をあてた考え方(モノ栄養学)から、食事サービスの対象者に焦点をあてた考え方(ヒト栄養学)へのシフト交換。 給食施設の役割として、疾病リスク低減の社会的役割が追加。
36100	集団給食施設から特定給食施設への以降したこと、法的な位置付けが明確になった。
37100	食事を提供している施設の責任が旧法より大きくなったり。
38100	栄養管理基準が定められたこと。
39100	給食の栄養管理において、単なる目標値の達成ではなく、個々の喫食者の栄養状況、身体状況の把握とそれに基づいた食事の供給が強調されているところ。
40100	新しく栄養管理基準が定められたので、これに沿って評価を行うために現在、マニュアルの改訂作業を行っている。
41100	大きな変更があったとは思わないが、従前の法より、より栄養管理の質を求める内容になったと思う。

## 6.健康増進法の施行によりどのような効果があると考えるか(その1)

ID	
1201	<p>特定給食施設の社会的認知度が高まり、施設指導の必要性が理解されやすくなった効果がある。</p> <p>特定給食施設の施設責任等が明確にされたことにより、人員配置、栄養管理等が整う事が期待できる。</p> <p>特定給食施設利用者の健康増進に関する自己管理能力が高まることを期待できる。</p> <p>(特定給食施設利用者が食事を受ける受身的な立場ではなく、自分の健康は自分で守るという意識を高めていく事が必要であり、健康増進に関する自己管理能力を高める施設指導を行っていくべきである。</p>
1203	健康の増進に関する目的、各々の責務が明確になり、特定給食施設指導がよりスムーズに行えるようになると期待できる。
7201	<p>特定給食が健康づくり及び生活習慣病予防を担う役割、位置になっていくと期待できる。</p> <p>栄養管理基準の規定により、管理栄養士、栄養士の果たすべき役割の方向性が示され、専門職としての位置づけが明確になり、健康づくりのための栄養・食生活に関する取り組みが推進される。</p> <p>施設が適切な栄養管理を行うことで対象者への食生活の改善が図れる。</p> <p>「通知文」から「法」になったことで、特定給食施設の価値が高まり期待される。</p>
7202	特定給食施設における栄養管理基準の明確化や、国民の自分の健康づくりに効果があると期待できる。
9201	<p>特定給食施設に対しては、法的根拠を明確にできることから、効果的な指導ができると思われる。</p> <p>罰則規定があることで、より報告書の提出を求めやすくなるのではないかと考える。</p> <p>改善項目の指導に対しても同様。</p>
13201	<p>栄養改善法だけでなく、健康増進を図るための措置として位置付けられ、栄養管理基準に基づいて、各施設の標準化に効果がある。</p> <p>施設内の健康管理部門との連携が期待できる。</p>
13202	<p>罰則が設けられたことにより、法としての重みが増した。</p> <p>自治体によっては、条例や要綱でより前向きな取り組みが可能になると思う。</p>
13206	給食施設において、栄養士又は管理栄養士の配置が整備され、栄養管理等が優れることを期待している。
13207	<p>一応「法令遵守」しなければならないと考え始めてた会社もある。</p> <p>(栄養管理の内容が施行規則に定められたことによる)</p>
13209	給食施設強化へ向けての良い機会となる。
13211	特定給食施設に対する指導の基準が明確になり、指導がしやすくなった。
13213	栄養管理の基準が法的に位置付けられ、特定給食施設の設置者の遵守義務が規定されたことにより、栄養士の職務が施設の設置者に理解される。
13223	施設側の栄養管理に対する意識の変化
14202	<p>給食施設管理者の給食の役割と健康作りの認識が深まること</p> <p>管理栄養士、栄養士の配置が促進されること</p> <p>給食施設従事者及び給食利用者が栄養管理を通じて健康づくりに取り組む事を期待できると思う</p>
14203	給食管理の視点が食物から利用者へと移り変わっていることにより、栄養士の役割が、ただ給食を提供するだけではなく、他部署との連携を図りながら、利用者の健康管理の向上につながるような役割を持つ立場に位置付けられることとその効果を期待したい
14204	栄養管理の視点が食物から利用者へと移りかわってきていることにより、栄養士の役割がただ給食を提供するだけではなく、他部所との連携をとりながら利用者の健康管理の向上につながるような役割をもつ立場に位置付けられること、その効果を期待したい。
15201	健康日本21の推進基本法と位置付けられていることから、給食を単なる物としての提供ではなく、給食を食べる「人」の健康に重きがおかれて、内容的な充実が期待できる。
17201	法の改正があっても、特定給食施設に関しては、指導実施上大きな変更がない。
20201	喫食者に栄養に関する情報提供をすることにより、正しい食習慣を身につけ、より健康的な生活が送れるようになる。
22201	通達により、栄養管理基準が詳細に定められたことにより、特定給食施設の指導の効果的運用が期待できる。
22202	施設に従事する栄養士は、従来の食事サービスを提供するのみでなく、利用者の健康管理をも含めた取組みを。それにより、施設長への食の理解が深まると思われる。
23201	特定給食施設における栄養管理の基準が法に位置付けられたことにより、施設の栄養管理の向上が期待できる。

## 6. 健康増進法の施行によりどのような効果があると考えるか(その2)

ID 26201	①量刑処置により、栄養管理及び管理栄養士配置は強化されるが、特定給食施設対象施設は減少すると考える。 さらに管理栄養士必置指定施設が減少する。
27201	管理栄養士必置指定施設における配属促進。
27202	委託している施設においては、受託会社にまかせきりで、栄養管理等、給食に対する意識が低かったが、今回の届出制により、委託をしても給食施設設置者としての責任を求めることになり、意識の高まりが期待できる。
27203	特定給食が、今まで以上に健康増進に寄与されていることの意識づけができると考える。
28201	給食施設管理者や実施者を法に基づき指導することで、喫食者(勤労者、施所入所者)に対しても間接的に健康的な食生活の啓発を図ることができる。 それにより、最終的には住民全体への健康づくり運動(健康〇×21)の推進になると期待できる。
28202	栄養士・管理栄養士の配置率の向上に効果があると思う。
28203	栄養管理の法的位置づけにより、特定給食施設における管理栄養士による栄養管理の必要性が高くなる。
29201	法律で、特定給食施設の届出が義務付けられ、また栄養管理基準が具体的に施行規則で定められたことにより、施設管理者の施設利用者に対する給食提供のあり方の意識が変わり栄養管理が向上する。 法的根拠があるため、指導がしやすくなった。
30201	法に基づけば栄養管理等の徹底の指導がやりやすい。
33202	施設管理者の責務が明確となったため、施設巡回指導結果に対する改善が行われやすくなると考える。
38201	給食施設の設置等について法律に明記されたことにより、施設側はもちろん、役所側にも給食の重要性を認識してもらえやすくなる。 効果は、時間はかかるが少々期待できると思う。
39201	施設の設置者が適切な栄養管理を行わなければならぬ。 行政が指導・助言ができること 勧告・命令・立入検査等が明文化されたことにより、栄養管理が行えることになると期待する。
40202	罰則規定等が盛り込まれたため、施設の管理者の自覚が出来てくると思われる。 行政側(保健所長等)も、指導に対して更に責任をもつ事となると思われる。
43201	特定給食施設については法的根拠を基に書類の提出や栄養管理基準に添った適切な栄養管理を求めやすくなった。 実際には特定給食施設に該当しない規模の施設も多く、準じた指導は行っているものの、どこまで求められるのかの判断が難しくなっている。
44201	給食施設に栄養士や管理栄養士の配置が促進されることを期待したい。 まず、給食施設管理者や栄養士が健康増進法をよく理解する必要があると思われる。
2100	特定給食施設については届出から義務付けられ、その指導については栄養改善法の時と比較し、栄養素の管理については強化されていると考える。
4100	栄養アセスメントによる食事提供。 個々人の健康・身体状況等に対応した(個別対応)の食事。 提供される食事の質、品質管理の向上。
7100	単なる食事の提供という考え方でいた施設が、罰則規定が出来たということで給食実施に真剣になってきている。
8100	本県の場合は、給食施設指導の見直しの機会となり、保健所担当者の取り組みが名向きになった。 給食施設関係者にも関心が持たれるようになったので、報告書等を活用して給食の提供だけでなく、利用者へのかかわりが進む事を期待している。
10100	特定給食施設に関する具体的な規定が増え、罰則規定も加えられたため、施設においてより充実した栄養管理が期待できる。
11100	給食施設のレベルアップが図れる。 給食施設における栄養士・管理栄養士の必要性が強調される。 喫食者への健康増進効果、生活習慣病予防効果が大きくなる。 施設への設置者あるいは管理者側の意識改革が図れる。
13100	給食施設設置者の責務が問われる。 管理栄養士必置施設で管理栄養士必置保留施設指導
14100	給食施設の栄養管理状況が大きく改善されると思う。 法の規定を生かせるかどうかは、都道府県の業務遂行体制にかかっているため、早急かつ適正適切な体制整備執行が必要。

6. 健康増進法の施行によりどのような効果があると考えるか(その3)

ID	
16100	管理栄養士・栄養士の配置が進む。 施設管理者の給食に対する意識の向上が図れる。
17100	栄養管理基準が定められた事により、栄養管理指導の実施には効果があった。 勧告・命令をするには、その基準がないので、「指導」で終わってしまうのではないかと思われる。
18100	これまで、通知に基づく指導であったが、指導すべき栄養管理の基準が法施行令に明記されたことにより、指導効果をあげられるものを期待している。
19100	届出義務・罰則規定が設けられたことにより、特定給食施設の位置づけ、役割が明確になり、施設側の栄養管理に対する意識の向上につながる。
20100	特定給食施設の栄養管理についての考えがより明確に示された。 施設設置者、管理者、栄養管理責任者への意識づけ。
21100	栄養改善法よりも、健康増進法の方が特定給食施設の設置者、関係者、県民等広く「給食施設の栄養管理が健康づくりの一環である」というイメージを持たれる効果が期待できる。
22100	給食施設指導の強化
25100	給食施設・特に事業所での栄養管理の充実
27100	栄養管理基準の中に評価の必要性が盛り込まれたので、一步踏み込んだ管理が期待できる。
28100	管理栄養士配置指定施設の管理栄養士の配置率が上がる 届出が義務付けられたことにより施設状況の把握ができる 法の根拠に基づいた指導を実施することにより、改善効果をあげることが可能になる
31100	栄養士の配置促進
32100	施設側の意識向上
35100	勧告及び命令、立入検査、罰則の規程が拡大されていたことに伴い、設置者・管理者側の視点が、栄養管理に向くことが期待される。
36100	栄養管理基準の整備により、指導内容が強化された。 (喫食者への栄養情報の提供等)
37100	施設より提供されている食事がより健康をむすびつくものとなる。
38100	効果判定や評価を行うためには施設の喫食者の身体状況の把握などモニタリングも必要となる。 管理栄養士の位置付けが単に献立作成のみでないことが明確になり、必要性が認められると思う。
39100	給食の内容がより喫食者に配慮された内容となり、喫食者の満足度も充分考慮されたものになるよう。 施設への指導を行うことにより、喫食者のQOLが向上する事を期待したい。
40100	利用者の身体状況や栄養状態の把握、食事の品質管理及び評価について、個人を大切にした栄養管理が強化されていることが期待される。
41100	栄養管理の質を要求する指導をするときの根拠となる。
45100	法の周知による施設側への給食関係事項の周知、徹底。 特定給食施設の把握。 台帳整備等。
46100	特定給食施設における栄養管理の基準や、施設に対する監督について規定されたことにより、給食施設指導が充実し、給食施設の自主的な評価や管理が積極的に行われることを期待している。

## 特定給食施設における栄養管理の実施状況調査の集計結果

(集計結果に関する留意事項)

この調査では562施設に対して調査票(別添)を発送し、326施設から回答が得られている。したがって、回収率は58.0%である。

ここでの集計は一部を除き以下に示す6つに再カテゴリーした施設群間による栄養管理等の状況を比較している。なお、特定の設問の回答内容によって回答を限定している場合や誤回答・未回答があるため、設問ごとで集計データ数は変動している。

施設の再カテゴリー内訳
1: ①病院100床以上、②病院100床未満
2: ③介護老人保健施設、④老人福祉施設
3: ⑤児童福祉施設(⑪以外)、社会福祉施設、⑦矯正施設
4: ⑧寄宿舎、⑨事業所
5: ⑩学校
6: ⑪幼稚園、⑫保育所

※施設の種類を問う設問5において「⑬その他」を選択した場合や未回答・不明(複数回答)が認められた。そこで、これらに該当する調査票については、前後の回答内容から予め設定した①～⑫の何れかの施設の分類に組み入れた後に、再カテゴリー化している。

表1. 施設の種類別にみた給食業務の運営形態

施設の種類	施設の運営形態	直営の施設 施設数 (%)	部分委託の施設 施設数 (%)	全面委託の施設 施設数 (%)	合計 (%)
1. 病院 運営形態別比率	施設数 (%)	17 31.5	25 46.3	12 22.2	54 100.0
2. 老人福祉施設 運営形態別比率	施設数 (%)	17 56.7	7 23.3	6 20.0	30 100
3. 児童福祉・社会福祉・矯正施設 運営形態別比率	施設数 (%)	36 83.7	4 9.3	3 7.0	43 100.0
4. 寄宿舎・事業所 運営形態別比率	施設数 (%)	13 23.6	11 20.0	31 56.4	55 100.0
5. 学校 運営形態別比率	施設数 (%)	23 62.2	11 29.7	3 8.1	37 100.0
6. 幼稚園・保育所 運営形態別比率	施設数 (%)	96 97.0	2 2.0	1 1.0	99 100.0
合計 運営形態別比率	施設数 (%)	202 63.5	60 18.9	56 17.6	318 100.0

表2. 部分委託の施設の業務請負部分(複数回答)

施設の種類		業務請負部分	食器洗浄	配膳(フロアもしくは食べる人まで)	下膳	一部の料理・盛り付	全体の料理・盛り付	食材の購入・管理	一部の献立作成
1. 病院	施設数	23	17	22	11	8	6	1	
請負業務選択率	(%)	92.0	68.0	88.0	44.0	32.0	24.0	4.0	
2. 老人福祉施設	施設数	7	6	5	1	7	4	1	
請負業務選択率	(%)	100.0	85.7	71.4	14.3	100.0	57.1	14.3	
3. 児童福祉・社会福祉・矯正施設	施設数	3	1	1	2	2	2	1	
請負業務選択率	(%)	75.0	25.0	25.0	50.0	50.0	50.0	25.0	
4. 寄宿舎・事業所	施設数	10	3	2	2	3	3	3	
請負業務選択率	(%)	90.9	27.3	18.2	18.2	27.3	27.3	27.3	
5. 学校	施設数	7	6	5	3	6	2	0	
請負業務選択率	(%)	63.6	54.5	45.5	27.3	54.5	18.2	0.0	
6. 幼稚園・保育所	施設数	2	1	1	0	2	1	0	
請負業務選択率	(%)	100.0	50.0	50.0	0.0	100.0	50.0	0.0	
合計	施設数	52	34	36	19	28	18	6	
	請負業務選択率	(%)	86.7	56.7	60.0	31.7	46.7	30.0	10.0

施設の種類		業務請負部分	全体の献立作成	食数管理	衛生管理	人事管理	行政機關等への提出書類の作成
1. 病院	施設数	0	5	8	8	0	
請負業務選択率	(%)	0.0	20.0	32.0	32.0	0.0	
2. 老人福祉施設	施設数	0	0	5	5	0	
請負業務選択率	(%)	0.0	0.0	71.4	71.4	0.0	
3. 児童福祉・社会福祉・矯正施設	施設数	0	0	2	2	0	
請負業務選択率	(%)	0.0	0.0	50.0	50.0	0.0	
4. 寄宿舎・事業所	施設数	2	2	3	2	1	
請負業務選択率	(%)	18.2	18.2	27.3	18.2	9.1	
5. 学校	施設数	0	2	3	4	0	
請負業務選択率	(%)	0.0	18.2	27.3	36.4	0.0	
6. 幼稚園・保育所	施設数	0	0	1	1	0	
請負業務選択率	(%)	0.0	0.0	50.0	50.0	0.0	
合計	施設数	2	9	22	22	1	
	請負業務選択率	(%)	3.3	15.0	36.7	36.7	1.7

表3-1 アンケートの回答者の立場

施設の種類	運営形態の立場		合計	
	直営・委託している(施設)側	委託されている(会社等)側		
1. 病院	施設数 (%)	53 98.1	1 1.9	54 100.0
運営形態別比率				
2. 老人福祉施設	施設数 (%)	29 100.0	0 0.0	29 100.0
運営形態別比率				
3. 児童福祉・社会福祉・矯正施設	施設数 (%)	41 97.6	1 2.4	42 100.0
運営形態別比率				
4. 寄宿舎・事業所	施設数 (%)	34 59.6	23 40.4	57 100.0
運営形態別比率				
5. 学校	施設数 (%)	34 91.9	3 8.1	37 100.0
運営形態別比率				
6. 幼稚園・保育所	施設数 (%)	95 99.0	1 1.0	96 100.0
運営形態別比率				
合計	施設数 (%)	286 90.8	29 9.2	315 100.0
運営形態別比率				

表3-2 アンケートの回答者の職種

施設の種類	運営形態の立場						合計
	管理栄養士	栄養士	調理師	医師	事務職員		
1. 病院	人数 (%)	53 98.1	1 1.9	0 0.0	0 0.0	0 0.0	54 100
職種別比率							
2. 老人福祉施設	人数 (%)	25 83.3	4 13.3	0 0.0	0 0.0	1 3.3	30 100.0
職種別比率							
3. 児童福祉・社会福祉・矯正施設	人数 (%)	18 41.9	24 55.8	0 0.0	0 0.0	1 2.3	43 100
職種別比率							
4. 寄宿舎・事業所	人数 (%)	20 36.4	15 27.3	3 5.5	10 18.2	7 12.7	55 100
職種別比率							
5. 学校	人数 (%)	22 57.9	12 31.6	2 5.3	1 2.6	1 2.6	38 100
職種別比率							
6. 幼稚園・保育所	人数 (%)	60 61.2	22 22.4	8 8.2	1 1.0	7 7.1	98 100
職種別比率							
合計	人数 (%)	198 62.3	78 24.5	13 4.1	12 3.8	17 5.3	318 100
職種別比率							

表4. 施設の所在地(都道府県別)

都道府県	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県
1. 病院	9	0	0	0	0	1	0	2	2	0	2	0
都道府県別比率 (%)	16.1	0.0	0.0	0.0	0.0	1.8	0.0	3.6	3.6	0.0	3.6	0.0
2. 老人福祉施設	1	1	0	0	1	0	0	3	1	0	1	0
都道府県別比率 (%)	3.3	3.3	0.0	0.0	3.3	0.0	0.0	10.0	3.3	0.0	3.3	0.0
3. 児童福祉・社会福祉・矯正施設	1	0	1	0	0	2	0	0	1	0	1	0
都道府県別比率 (%)	2.3	0.0	2.3	0.0	0.0	4.7	0.0	0.0	2.3	0.0	2.3	0.0
4. 寄宿舎・事業所	6	0	0	1	0	0	3	1	2	0	1	1
都道府県別比率 (%)	10.3	0.0	0.0	1.7	0.0	0.0	5.2	1.7	3.4	0.0	1.7	1.7
5. 学校	0	0	1	0	1	1	1	0	0	1	5	1
都道府県別比率 (%)	0.0	0.0	2.6	0.0	2.6	2.6	2.6	0.0	0.0	2.6	13.2	2.6
6. 幼稚園・保育所	1	1	0	1	1	1	0	2	1	1	1	0
都道府県別比率 (%)	1.0	1.0	0.0	1.0	1.0	1.0	0.0	2.0	1.0	1.0	1.0	0.0
合計	18	2	2	2	3	5	4	8	7	2	11	2
都道府県別比率 (%)	5.6	0.6	0.8	0.8	0.9	1.5	1.2	2.5	2.2	0.8	3.4	0.6

都道府県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県
1. 病院	6	2	1	0	1	0	1	1	1	8	1	1
都道府県別比率 (%)	10.7	3.6	1.8	0.0	1.8	0.0	1.8	1.8	1.8	14.3	1.8	1.8
2. 老人福祉施設	5	3	1	1	1	0	0	0	0	4	1	0
都道府県別比率 (%)	16.7	10.0	3.3	3.3	3.3	0.0	0.0	0.0	0.0	13.3	3.3	0.0
3. 児童福祉・社会福祉・矯正施設	7	2	2	0	1	0	2	0	1	3	3	1
都道府県別比率 (%)	16.3	4.7	4.7	0.0	2.3	0.0	4.7	0.0	2.3	7.0	7.0	2.3
4. 寄宿舎・事業所	10	3	3	0	0	0	0	0	1	0	7	0
都道府県別比率 (%)	17.2	5.2	5.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.7	0.0	12.1	3.4
5. 学校	8	0	0	1	1	0	0	0	1	1	4	2
都道府県別比率 (%)	21.1	0.0	0.0	2.6	2.6	0.0	0.0	2.6	2.6	10.5	5.3	5.3
6. 幼稚園・保育所	11	2	1	0	2	1	0	0	0	1	46	2
都道府県別比率 (%)	11.1	2.0	1.0	0.0	2.0	1.0	0.0	0.0	1.0	46.5	2.0	1.0
合計	47	12	9	2	6	1	3	3	4	72	11	5
都道府県別比率 (%)	14.5	3.7	2.5	0.6	1.9	0.3	0.9	0.9	1.2	22.2	3.4	1.5

都道府県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県
1. 病院	0	2	0	1	1	0	0	1	1	0	1	2
都道府県別比率 (%)	0.0	3.6	0.0	1.8	1.8	0.0	0.0	1.8	1.8	0.0	1.8	3.6
2. 老人福祉施設	0	4	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
都道府県別比率 (%)	0.0	13.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.3	3.3	0.0
3. 児童福祉・社会福祉・矯正施設	0	6	1	0	0	0	0	0	0	2	0	0
都道府県別比率 (%)	0.0	14.0	2.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.7	0.0	0.0
4. 寄宿舎・事業所	0	5	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0
都道府県別比率 (%)	0.0	8.6	1.7	1.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.7	0.0	0.0
5. 学校	0	0	1	0	0	1	0	1	0	1	0	0
都道府県別比率 (%)	0.0	0.0	2.6	0.0	0.0	2.6	0.0	2.6	0.0	2.6	0.0	0.0
6. 幼稚園・保育所	1	6	1	0	0	1	3	1	0	0	0	1
都道府県別比率 (%)	1.0	6.1	1.0	0.0	0.0	1.0	3.0	1.0	0.0	0.0	0.0	1.0
合計	1	23	4	2	1	2	3	3	1	5	2	3
都道府県別比率 (%)	0.3	7.1	1.2	0.8	0.3	0.6	0.9	0.9	0.3	1.5	0.6	0.9

都道府県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	合計
1. 病院	0	0	0	0	1	0	0	1	0	6	56
都道府県別比率 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	1.8	0.0	0.0	1.8	0.0	10.7	100.0
2. 老人福祉施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30
都道府県別比率 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
3. 児童福祉・社会福祉・矯正施設	0	0	1	0	1	0	1	0	3	0	43
都道府県別比率 (%)	0.0	0.0	2.3	0.0	2.3	0.0	2.3	0.0	7.0	0.0	100.0
4. 寄宿舎・事業所	1	0	3	0	2	1	0	0	2	0	58
都道府県別比率 (%)	1.7	0.0	5.2	0.0	3.4	1.7	0.0	0.0	3.4	0.0	100.0
5. 学校	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	36
都道府県別比率 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.3	2.6	100.0
6. 幼稚園・保育所	2	1	0	1	1	0	1	1	1	0	99
都道府県別比率 (%)	2.0	1.0	0.0	1.0	1.0	0.0	1.0	1.0	1.0	0.0	100.0
合計	3	1	4	1	5	1	2	4	7	6	324
都道府県別比率 (%)	0.9	0.3	1.2	0.3	1.5	0.3	0.6	1.2	2.2	1.9	100.0

表5. 施設の種類

施設の種類	施設数・比率	施設数	構成比率(%)
病院(100床以上)		51	15.6
病院(101床未満)		4	1.2
介護老人保健施設		9	2.8
老人福祉施設		21	6.4
児童福祉施設(保育所以外)		24	7.4
社会福祉施設		15	4.6
矯正施設		1	0.3
寄宿舎		9	2.8
事業所		35	10.7
学校		35	10.7
幼稚園		3	0.9
保育所		95	29.1
その他		21	6.4
未回答・不明		3	0.9
合計		326	100.0

表6. 給食実施日における1日当たりの利用者数概算

(単位:人)

施設の種類	1日当たりの利用者数	50未満	50~99	100~199	200~299	300~399	400~499
1. 病院	施設数	1	3	11	14	18	4
利用者数選択比率	(%)	1.8	5.5	20.0	25.5	32.7	7.3
2. 老人福祉施設	施設数	0	4	21	5	0	0
利用者数選択比率	(%)	0.0	13.3	70.0	16.7	0.0	0.0
3. 児童福祉・社会福祉・矯正施設	施設数	6	23	11	1	0	1
利用者数選択比率	(%)	14.0	53.5	25.6	2.3	0.0	2.3
4. 寄宿舎・事業所	施設数	1	1	12	6	5	3
利用者数選択比率	(%)	1.7	1.7	20.7	10.3	8.6	5.2
5. 学校	施設数	0	1	1	6	5	3
利用者数選択比率	(%)	0.0	2.6	2.6	15.8	13.2	7.9
6. 幼稚園・保育所	施設数	0	6	81	9	1	0
利用者数選択比率	(%)	0.0	6.1	81.8	9.1	1.0	0.0
合計	施設数	8	38	137	41	29	11
利用者数選択比率	(%)	2.5	11.8	42.4	12.7	9.0	3.4

施設の種類	1日当たりの利用者数	500~749	750~999	1000~1999	2000以上	合計
1. 病院	施設数	2	2	0	0	55
利用者数選択比率	(%)	3.6	3.6	0.0	0.0	100.0
2. 老人福祉施設	施設数	0	0	0	0	30
利用者数選択比率	(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
3. 児童福祉・社会福祉・矯正施設	施設数	0	0	0	1	43
利用者数選択比率	(%)	0.0	0.0	0.0	2.3	100.0
4. 寄宿舎・事業所	施設数	6	12	7	5	58
利用者数選択比率	(%)	10.3	20.7	12.1	8.6	100.0
5. 学校	施設数	9	4	3	6	38
利用者数選択比率	(%)	23.7	10.5	7.9	15.8	100
6. 幼稚園・保育所	施設数	0	1	1	0	99
利用者数選択比率	(%)	0.0	1.0	1.0	0.0	100
合計	施設数	17	19	11	12	323
利用者数選択比率	(%)	5.3	5.9	3.4	3.7	100

表7. 食食実施日における1日当たりの食数概算

(単位:食)

施設の種類	1日当たりの食数	1日当たりの食数					
		100未満	100~199	200~299	300~399	400~499	500~599
1. 病院	施設数	1	3	5	8	3	3
食数選択比率	(%)	1.9	5.6	9.3	14.8	5.6	5.6
2. 老人福祉施設	施設数	1	4	7	16	0	2
食数選択比率	(%)	3.3	13.3	23.3	53.3	0.0	6.7
3. 児童福祉・社会福祉・矯正施設	施設数	9	15	9	6	0	1
食数選択比率	(%)	20.9	34.9	20.9	14.0	0.0	2.3
4. 寄宿舎・事業所	施設数	2	9	7	2	2	2
食数選択比率	(%)	3.4	15.5	12.1	3.4	3.4	3.4
5. 学校	施設数	0	1	6	4	2	3
食数選択比率	(%)	0.0	2.7	16.2	10.8	5.4	8.1
6. 幼稚園・保育所	施設数	6	76	11	3	0	0
食数選択比率	(%)	6.1	76.8	11.1	3.0	0.0	0.0
合計	施設数	19	108	45	39	7	11
食数選択比率	(%)	5.9	33.6	14.0	12.1	2.2	3.4

施設の種類	1日当たりの食数	1日当たりの食数				合計
		600~799	800~999	1000~1999	2000以上	
1. 病院	施設数	8	11	10	2	54
食数選択比率	(%)	14.8	20.4	18.5	3.7	100.0
2. 老人福祉施設	施設数	0	0	0	0	30
食数選択比率	(%)	0.0	0.0	0.0	0	100.0
3. 児童福祉・社会福祉・矯正施設	施設数	1	0	1	1	43
食数選択比率	(%)	2.3	0.0	2.3	2.3	100.0
4. 寄宿舎・事業所	施設数	6	8	10	10	58
食数選択比率	(%)	10.3	13.8	17.2	17.2	100.0
5. 学校	施設数	9	2	4	6	37
食数選択比率	(%)	24.3	5.4	10.8	16.2	100.0
6. 幼稚園・保育所	施設数	1	1	0	1	99
食数選択比率	(%)	1.0	1.0	0.0	1.0	100.0
合計	施設数	25	22	25	20	321
食数選択比率	(%)	7.8	6.9	7.8	6.2	100.0

表8. 施設内での栄養・給食部門の所属

施設の種類	所属部門	医療・診療部門	医療協力部門(診療支援部門)	栄養・給食部門として独立	事務部門	組織規定がない等で不明確	その他	合計	
								所属部門別比率	所属部門別比率
1. 病院	施設数	17	13	2	22	1	1	56	100.0
所属部門別比率	(%)	30.4	23.2	3.6	39.3	1.8	1.8		
2. 老人福祉施設	施設数	0	0	16	9	1	4	30	100.0
所属部門別比率	(%)	0.0	0.0	53.3	30.0	3.3	13.3		
3. 児童福祉・社会福祉・矯正施設	施設数	1	0	24	8	3	6	42	100.0
所属部門別比率	(%)	2.4	0.0	57.1	19.0	7.1	14.3		
4. 寄宿舎・事業所	施設数	0	0	32	10	6	9	57	100.0
所属部門別比率	(%)	0.0	0.0	56.1	17.5	10.5	15.8		
5. 学校	施設数	0	0	20	7	2	7	36	100.0
所属部門別比率	(%)	0.0	0.0	55.6	19.4	5.6	19.4		
6. 幼稚園・保育所	施設数	0	0	40	31	25	0	96	100.0
所属部門別比率	(%)	0.0	0.0	41.7	32.3	26.0	0.0		
合計	施設数	18	13	134	87	38	27	317	100.0
所属部門別比率	(%)	5.7	4.1	42.3	27.4	12.0	8.5		

表9. 施設内での栄養・給食部門長の職種

施設の種類	施設内の職種							合計
	医師	看護師	栄養士	調理師	事務職員	施設長の兼務	その他	
1. 病院	施設数	10	32	2	1	9	1	1
職種比率 (%)		17.9	57.1	3.6	1.8	16.1	1.8	1.8
2. 老人福祉施設	施設数	0	17	1	2	4	3	2
職種比率 (%)		0.0	58.6	3.4	6.9	13.8	10.3	6.9
3. 児童福祉・社会福祉・矯正施設	施設数	0	11	17	2	4	4	5
職種比率 (%)		0.0	25.6	39.5	4.7	9.3	9.3	11.6
4. 寄宿舎・事業所	施設数	0	3	6	14	9	12	13
職種比率 (%)		0.0	5.3	10.5	24.6	15.8	21.1	22.8
5. 学校	施設数	0	8	9	3	3	10	4
職種比率 (%)		0.0	21.6	24.3	8.1	8.1	27.0	10.8
6. 幼稚園・保育所	施設数	0	25	19	29	0	19	5
職種比率 (%)		0.0	25.8	19.6	29.9	0.0	19.6	5.2
合計	施設数	10	96	54	51	29	49	30
職種比率 (%)		3.1	30.1	16.9	16.0	9.1	15.4	9.4
								31.9
								100.0

表10-1. 栄養・給食部門の職員数（直営施設・施設側職員）

(単位:人)

施設の種類	施設数	施設内の職種	主として給食業務に携わる看護栄養士	主として給食業務に携わる栄養士(看護栄養士を除く)	主として栄養教育に携わる看護栄養士	主として栄養教育に携わる栄養士(看護栄養士を除く)	調理師	調理補助員	事務職員	その他の職員
1. 病院	17	常勤	1.8±1.4	1.7±2.1	1.2±2.0	0.1±0.3	11.1±8.2	6.2±8.8	0.5±0.6	0.5±1.9
		非常勤	0.0±0.0	0.1±0.2	0.1±0.2	0.0±0.0	0.4±1.2	2.9±5.3	0.0±0.0	0.0±0.0
2. 老人福祉施設	17	常勤	0.8±0.5	0.9±1.0	0.2±0.4	0.2±0.5	4.7±3.1	1.2±1.8	0.1±0.2	0.2±0.5
		非常勤	0.0±0.0	0.1±0.2	0.0±0.0	0.0±0.0	0.5±0.9	1.7±2.0	0.0±0.0	0.0±0.0
3. 児童福祉・社会福祉・矯正施設	36	常勤	0.5±0.6	0.5±0.7	0.1±0.2	0.1±0.4	2.5±2.0	0.6±0.9	0.3±1.2	0.6±2.7
		非常勤	0.1±0.2	0.1±0.2	0.0±0.0	0.0±0.0	0.3±0.8	1.2±1.7	0.0±0.0	0.0±0.0
4. 寄宿舎・事業所	13	常勤	0.6±0.5	0.5±0.9	0.2±0.4	0.1±0.3	5.0±3.7	6.2±6.1	2.8±3.0	0.6±1.0
		非常勤	0.0±0.0	0.2±0.4	0.0±0.0	0.2±0.4	0.3±1.1	1.4±3.3	0.0±0.0	0.8±1.9
5. 学校	23	常勤	0.7±0.8	0.4±0.5	0.3±0.6	0.2±0.4	4.9±5.4	1.4±3.0	0.4±1.0	0.4±1.0
		非常勤	0.0±0.0	0.04±0.2	0.0±0.0	0.0±0.0	0.9±1.3	1.3±3.5	0.0±0.0	0.04±0.2
6. 幼稚園・保育所	96	常勤	0.1±0.3	0.4±0.7	0.03±0.2	0.1±0.2	1.6±1.6	0.3±0.6	0.0±0.0	0.01±0.1
		非常勤	0.01±0.1	0.1±0.1	0.01±0.1	0.0±0.0	1.1±5.0	0.6±0.8	0.0±0.0	0.1±0.6

(平均値±標準偏差)

表10-2-1. 栄養・給食部門の職員数（部分委託の施設・施設側職員）

(単位:人)

施設の種類	施設数	施設内の職種	主として給食業務に携わる看護栄養士	主として給食業務に携わる栄養士(看護栄養士を除く)	主として栄養教育に携わる看護栄養士	主として栄養教育に携わる栄養士(看護栄養士を除く)	調理師	調理補助員	事務職員	その他の職員
1. 病院	25	常勤	3.0±4.2	0.7±1.2	1.4±1.4	0.1±0.6	6.7±6.5	2.7±5.7	0.3±0.6	0.7±3.4
		非常勤	0.0±0.0	0.2±0.6	0.04±0.2	0.0±0.0	0.4±2.0	0.2±0.5	0.02±0.1	0.0±0.0
2. 老人福祉施設	7	常勤	0.7±0.4	0.0±0.0	0.6±0.5	0.0±0.0	0.0±0.0	0.0±0.0	0.0±0.0	0.0±0.0
		非常勤	0.0±0.0	0.0±0.0	0.0±0.0	0.0±0.0	0.0±0.0	0.0±0.0	0.0±0.0	0.0±0.0
3. 児童福祉・社会福祉・矯正施設	4	常勤	0.5±1.0	0.5±0.6	0.5±1.0	0.0±0.0	1.0±1.4	0.0±0.0	0.0±0.0	0.3±0.5
		非常勤	0.0±0.0	0.3±0.5	0.0±0.0	0.0±0.0	0.0±0.0	0.5±1.0	0.0±0.0	0.0±0.0
4. 寄宿舎・事業所	11	常勤	0.6±0.5	0.3±0.5	0.3±0.5	0.0±0.0	4.2±5.6	21.0±32.1	4.3±3.7	0.5±0.9
		非常勤	0.1±0.3	0.0±0.0	0.1±0.3	0.0±0.0	0.1±0.3	3.4±7.8	0.2±0.4	0.0±0.0
5. 学校	11	常勤	1.5±2.9	0.5±0.5	0.3±0.6	0.1±0.3	4.3±10.1	0.7±2.4	0.7±1.3	0.4±0.9
		非常勤	0.1±0.3	0.0±0.0	0.0±0.0	0.0±0.0	0.0±0.0	0.0±0.0	0.0±0.0	0.0±0.0
6. 幼稚園・保育所	2	常勤	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	0.0	0.0
		非常勤	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

(平均値±標準偏差)

表10-2-2. 栄養・給食部門の職員数（部分委託の施設・受託側職員）

(単位:人)

施設の種類	施設数	施設内の職種	主として給食業務に携わる管理栄養士	主として給食業務に携わる栄養士(管理栄養士を除く)	主として栄養教育に携わる管理栄養士	主として栄養教育に携わる栄養士(管理栄養士を除く)	調理師	調理補助員	事務職員	その他の職員
1. 病院	25	常勤	0.3±0.7	1.6±2.6	0.0±0.0	0.04±0.2	3.1±4.3	2.6±4.5	0.2±0.6	4.1±11.5
		非常勤	0.0±0.0	0.0±0.0	0.0±0.0	0.0±0.0	0.5±1.7	2.6±4.9	0.0±0.0	0.1±0.4
2. 老人福祉施設	7	常勤	0.1±0.4	2.4±2.6	0.0±0.0	0.0±0.0	1.7±1.1	1.3±2.6	0.0±0.0	0.0±0.0
		非常勤	0.0±0.0	0.1±0.4	0.0±0.0	0.0±0.0	0.4±0.5	2.0±2.2	0.0±0.0	1.4±2.7
3. 児童福祉・社会福祉・矯正施設	4	常勤	0.0±0.0	0.8±1.0	0.0±0.0	0.0±0.0	3.8±4.4	1.5±1.9	0.0±0.0	0.3±0.5
		非常勤	0.0±0.0	0.0±0.0	0.0±0.0	0.0±0.0	0.0±0.0	0.0±0.0	2.0±4.0	0.3±0.5
4. 寄宿舎・事業所	11	常勤	0.1±0.3	0.0±0.0	0.0±0.0	0.0±0.0	0.4±0.8	2.6±5.7	0.0±0.0	0.5±1.5
		非常勤	0.0±0.0	0.1±0.3	0.0±0.0	0.1±0.3	0.0±0.0	0.0±0.0	0.0±0.0	1.3±4.2
5. 学校	11	常勤	0.0±0.0	0.0±0.0	0.0±0.0	0.0±0.0	7.5±14.4	6.6±15.9	1.0±3.3	0.4±1.2
		非常勤	0.1±0.3	0.0±0.0	0.0±0.0	0.0±0.0	1.4±2.3	6.9±18.7	0.1±0.3	1.8±6.0
6. 幼稚園・保育所	2	常勤	0.0	0.5	0.0	0.0	2.0	3.0	0.0	0.0
		非常勤	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

(平均値±標準偏差)

表10-3-1. 栄養・給食部門の職員数（全面委託の施設・施設側職員）

(単位:人)

施設の種類	施設数	施設内の職種	主として給食業務に携わる管理栄養士	主として給食業務に携わる栄養士	主として栄養教育に携わる管理栄養士	主として栄養教育に携わる栄養士	調理師	調理補助員	事務職員	その他の職員
1. 病院	12	常勤	0.8±0.9	0.1±0.3	1.7±1.8	0.0±0.0	0.0±0.0	0.0±0.0	0.1±0.3	0.0±0.0
		非常勤	0.2±0.6	0.1±0.3	0.0±0.0	0.0±0.0	0.0±0.0	0.0±0.0	0.0±0.0	0.0±0.0
2. 老人福祉施設	6	常勤	0.7±0.5	0.2±0.4	0.3±0.5	0.0±0.0	0.2±0.4	0.0±0.0	0.0±0.0	0.0±0.0
		非常勤	0.0±0.0	0.0±0.0	0.0±0.0	0.0±0.0	0.0±0.0	0.0±0.0	0.0±0.0	0.0±0.0
3. 児童福祉・社会福祉・矯正施設	3	常勤	0.0±0.0	0.7±0.6	0.0±0.0	0.3±0.6	0.0±0.0	0.0±0.0	0.0±0.0	0.0±0.0
		非常勤	0.0±0.0	0.0±0.0	0.0±0.0	0.0±0.0	0.0±0.0	0.0±0.0	0.0±0.0	0.0±0.0
4. 寄宿舎・事業所	31	常勤	0.1±0.2	0.1±0.3	0.1±0.3	0.1±0.3	0.2±0.8	0.3±1.4	0.6±1.2	0.3±0.6
		非常勤	0.0±0.0	0.0±0.0	0.0±0.0	0.0±0.0	0.3±1.4	0.0±0.0	0.1±0.3	0.0±0.0
5. 学校	3	常勤	0.0±0.0	0.0±0.0	0.0±0.0	0.0±0.0	0.0±0.0	0.0±0.0	2.0±34.6	0.0±0.0
		非常勤	0.0±0.0	0.0±0.0	0.0±0.0	0.0±0.0	0.0±0.0	0.0±0.0	6.7±11.5	0.0±0.0
6. 幼稚園・保育所	1	常勤	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		非常勤	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

(平均値±標準偏差)

表10-3-2. 栄養・給食部門の職員数（全面委託の施設・受託側職員）

(単位:人)

施設の種類	施設数	施設内の職種	主として給食業務に携わる管理栄養士	主として給食業務に携わる栄養士	主として栄養教育に携わる管理栄養士	主として栄養教育に携わる栄養士	調理師	調理補助員	事務職員	その他の職員
1. 病院	12	常勤	1.2±1.1	2.8±2.7	0.0±0.0	0.3±0.9	5.3±3.0	4.3±4.2	0.2±0.4	0.27±0.6
		非常勤	0.1±0.3	0.5±0.6	0.0±0.0	0.0±0.0	0.7±1.7	5.8±8.6	0.0±0.0	1.0±3.5
2. 老人福祉施設	6	常勤	0.3±0.5	1.5±1.2	0.0±0.0	0.0±0.0	2.3±1.4	1.3±2.8	0.3±0.8	0.0±0.0
		非常勤	0.0±0.0	0.3±0.5	0.0±0.0	0.0±0.0	0.5±0.6	6.3±7.3	0.0±0.0	2.7±6.5
3. 児童福祉・社会福祉・矯正施設	3	常勤	0.0±0.0	0.7±1.2	0.0±0.0	0.0±0.0	2.0±2.6	1.7±2.1	0.0±0.0	0.0±0.0
		非常勤	0.0±0.0	0.0±0.0	0.0±0.0	0.0±0.0	0.0±0.0	4.3±3.8	0.0±0.0	0.0±0.0
4. 寄宿舎・事業所	31	常勤	0.2±0.4	0.9±1.1	0.0±0.2	0.2±0.5	2.5±2.7	8.3±10.8	0.3±0.7	0.9±4.5
		非常勤	0.1±0.3	0.1±0.3	0.0±0.2	0.0±0.0	0.0±0.0	2.2±5.2	0.1±0.4	1.2±6.3
5. 学校	3	常勤	0.3±0.6	0.7±0.6	0.0±0.0	0.0±0.0	0.7±0.6	9.0±2.7	0.0±0.0	0.0±0.0
		非常勤	0.3±0.6	0.0±0.0	0.0±0.0	0.0±0.0	0.0±0.0	0.0±0.0	0.0±0.0	0.0±0.0
6. 幼稚園・保育所	1	常勤	1.0	0.0	1.0	0.0	1.0	4.0	0.0	0.0
		非常勤	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

(平均値±標準偏差)

表11. 施設内での供食方法

施設の種類	供食方式	カフェテリア方式	定食方式(複数献立)	定食方式(単一献立)	弁当方式	その他	合計
1. 病院	施設数	0	26	28	0	2	56
所属部門別比率	(%)	0.0	46.4	50.0	0.0	3.6	100.0
2. 老人福祉施設	施設数	0	6	23	0	1	30
所属部門別比率	(%)	0.0	20.0	76.7	0.0	3.3	100.0
3. 児童福祉・社会福祉・矯正施設	施設数	1	4	36	0	2	43
所属部門別比率	(%)	2.3	9.3	83.7	0.0	4.7	100.0
4. 寄宿舎・事業所	施設数	9	28	17	3	1	58
所属部門別比率	(%)	15.5	48.3	29.3	5.2	1.7	100.0
5. 学校	施設数	1	5	31	0	1	38
所属部門別比率	(%)	2.6	13.2	81.6	0.0	2.6	100.0
6. 幼稚園・保育所	施設数	0	25	71	1	1	98
所属部門別比率	(%)	0.0	25.5	72.4	1.0	1.0	100.0
合計	施設数	11	94	206	4	8	323
所属部門別比率	(%)	3.4	29.1	63.8	1.2	2.5	100.0

表12. 食事をする場所の有無

施設の種類	食事をする場所の有無	ある	ない	合計
1. 病院	施設数	43	12	55
場所の有無比率	(%)	78.2	21.8	100.0
2. 老人福祉施設	施設数	28	2	30
場所の有無比率	(%)	93.3	6.7	100.0
3. 児童福祉・社会福祉・矯正施設	施設数	36	7	43
場所の有無比率	(%)	83.7	16.3	100.0
4. 寄宿舎・事業所	施設数	53	3	56
場所の有無比率	(%)	94.6	5.4	100.0
5. 学校	施設数	17	18	35
場所の有無比率	(%)	48.6	51.4	100.0
6. 幼稚園・保育所	施設数	4	95	99
場所の有無比率	(%)	4.0	96.0	100.0
合計	施設数	181	137	318
場所の有無比率	(%)	56.9	43.1	100.0

表13. 給食を計画するために、利用者対象に何らかのアセスメントをしているか否か

施設の種類	アセスメントの実施	なんらか1つ以上の項目で実施(利用者全員)	なんらか1つ以上の項目で実施(利用者の一部)	何もまったく実施していない	合計
1. 病院	施設数	7	36	12	55
実施比率	(%)	12.7	65.5	21.8	100.0
2. 老人福祉施設	施設数	24	5	1	30
実施比率	(%)	80.0	16.7	3.3	100.0
3. 児童福祉・社会福祉・矯正施設	施設数	34	5	3	42
実施比率	(%)	81.0	11.9	7.1	100.0
4. 寄宿舎・事業所	施設数	15	17	26	58
実施比率	(%)	25.9	29.3	44.8	100.0
5. 学校	施設数	17	10	10	37
実施比率	(%)	45.9	27.0	27.0	100.0
6. 幼稚園・保育所	施設数	22	31	43	96
実施比率	(%)	22.9	32.3	44.8	100.0
合計	施設数	119	104	95	318
実施比率	(%)	37.4	32.7	29.9	100.0

表14-1-1. 身長の把握

実施の有無		実施している	実施していない	合計
1. 病院 実施比率	施設数 (%)	29 65.9	15 34.1	44 100.0
2. 老人福祉施設 実施比率	施設数 (%)	24 82.8	5 17.2	29 100.0
3. 児童福祉・社会福祉・矯正施設 実施比率	施設数 (%)	31 79.5	8 20.5	39 100.0
4. 寄宿舎・事業所 実施比率	施設数 (%)	13 40.6	19 59.4	32 100.0
5. 学校 実施比率	施設数 (%)	15 57.7	11 42.3	26 100.0
6. 幼稚園・保育所 実施比率	施設数 (%)	41 74.5	14 25.5	55 100.0
合計 実施比率	施設数 (%)	153 68.0	72 32.0	225 100.0

表14-1-2. 身長の把握の回数

施設の種類	期間	回数						合計
		1ヶ月に1回以上 程度	2~3ヶ月に1回 程度	4~6ヶ月に1回 程度	7~11ヶ月に1 回程度	1~2年以内に 1回程度	2年以上に1回	
1. 病院 実施割合比率	施設数 (%)	9 36.0	6 24.0	3 12.0	1 4.0	2 8.0	4 16.0	25 100.0
2. 老人福祉施設 実施割合比率	施設数 (%)	1 4.3	3 13.0	3 13.0	3 13.0	5 21.7	8 34.8	23 100.0
3. 児童福祉・社会福祉・矯正施設 実施割合比率	施設数 (%)	11 35.5	4 12.9	2 6.5	1 3.2	12 38.7	1 3.2	31 100.0
4. 寄宿舎・事業所 実施割合比率	施設数 (%)	0 0.0	0 0.0	0 0.0	4 30.8	9 69.2	0 0.0	13 100.0
5. 学校 実施割合比率	施設数 (%)	0 0.0	1 6.7	7 46.7	1 6.7	6 40.0	0 0.0	15 100.0
6. 幼稚園・保育所 実施割合比率	施設数 (%)	35 89.7	2 5.1	2 5.1	0 0.0	0 0.0	0 0.0	39 100.0
合計 実施割合比率	施設数 (%)	56 38.4	16 11.0	17 11.6	10 6.8	34 23.3	13 8.9	146 100.0

表14-2-1. 体重の把握

実施の有無		実施している	実施していない	合計
1. 病院 実施比率	施設数 (%)	30 68.2	14 31.8	44 100.0
2. 老人福祉施設 実施比率	施設数 (%)	27 93.1	2 6.9	29 100.0
3. 児童福祉・社会福祉・矯正施設 実施比率	施設数 (%)	32 82.1	7 17.9	39 100.0
4. 寄宿舎・事業所 実施比率	施設数 (%)	15 46.9	17 53.1	32 100.0
5. 学校 実施比率	施設数 (%)	16 64.0	9 36.0	25 100.0
6. 幼稚園・保育所 実施比率	施設数 (%)	41 75.9	13 24.1	54 100.0
合計 実施比率	施設数 (%)	161 72.2	62 27.8	223 100.0

表14-2-2 体质の把握の状況

施設の種類	回数	間隔						合計
		1ヶ月に1回以上	2~3ヶ月に1回程度	4~6ヶ月に1回程度	7~11ヶ月に1回程度	1~2年以内に1回程度	2年以上に1回	
1. 病院	施設数	18	4	2	2	1	1	28
実施割合率 (%)		64.3	14.3	7.1	7.1	3.6	3.6	100.0
2. 老人福祉施設	施設数	12	9	4	1	1	0	27
実施割合率 (%)		44.4	33.3	14.8	3.7	3.7	0.0	100.0
3. 児童福祉・社会福祉・矯正施設	施設数	18	6	4	1	3	0	32
実施割合率 (%)		56.3	18.8	12.5	3.1	9.4	0.0	100.0
4. 寄宿舎・事業所	施設数	0	0	0	5	10	0	15
実施割合率 (%)		0.0	0.0	0.0	33.3	66.7	0.0	100.0
5. 学校	施設数	1	2	6	1	6	0	16
実施割合率 (%)		6.3	12.5	37.5	6.3	37.5	0.0	100.0
6. 幼稚園・保育所	施設数	35	3	2	0	0	0	40
実施割合率 (%)		87.5	7.5	5.0	0.0	0.0	0.0	100.0
合計	施設数	84	24	18	10	21	1	158
実施割合率 (%)		53.2	15.2	11.4	6.3	13.3	0.6	100.0

表14-3-1 肥満ややせの状況(発生・変動)把握

施設	実施の有無	実施している		実施していない		合計
		施設数	実施比率 (%)	施設数	実施比率 (%)	
1. 病院	実施比率 (%)	23	52.3	21	47.7	44
2. 老人福祉施設	実施比率 (%)	26	92.9	2	7.1	28
3. 児童福祉・社会福祉・矯正施設	実施比率 (%)	25	67.6	12	32.4	37
4. 寄宿舎・事業所	実施比率 (%)	14	43.8	18	56.3	32
5. 学校	実施比率 (%)	18	69.2	8	30.8	26
6. 幼稚園・保育所	実施比率 (%)	35	63.6	20	36.4	55
合計	実施比率 (%)	141	63.5	81	36.5	222
実施比率 (%)						100.0

表14-3-2 肥満ややせの把握の状況

施設の種類	回数	間隔						合計
		1ヶ月に1回以上	2~3ヶ月に1回程度	4~6ヶ月に1回程度	7~11ヶ月に1回程度	1~2年以内に1回程度	2年以上に1回	
1. 病院	施設数	16	3	2	0	1	1	23
実施割合率 (%)		69.6	13.0	8.7	0.0	4.3	4.3	100.0
2. 老人福祉施設	施設数	7	9	6	2	1	0	25
実施割合率 (%)		28.0	36.0	24.0	8.0	4.0	0.0	100.0
3. 児童福祉・社会福祉・矯正施設	施設数	9	4	7	2	3	0	25
実施割合率 (%)		36.0	16.0	28.0	8.0	12.0	0.0	100.0
4. 寄宿舎・事業所	施設数	0	0	0	5	9	0	14
実施割合率 (%)		0.0	0.0	0.0	35.7	64.3	0.0	100.0
5. 学校	施設数	1	1	8	2	6	0	18
実施割合率 (%)		5.6	5.6	44.4	11.1	33.3	0.0	100.0
6. 幼稚園・保育所	施設数	27	5	1	1	1	0	35
実施割合率 (%)		77.1	14.3	29	29	29	0.0	100.0
合計	施設数	60	22	24	12	21	1	140
実施割合率 (%)		42.9	15.7	17.1	8.6	15.0	0.7	100.0